

# 荘園と水運 (その三)

—北九州・遠賀川流域荘園を中心として—

A Study Based on the Documents of River Transportation in the Manorial System.

—with Special Reference to the Manors in the Onga-gawa (遠賀川) Basin.— by Hiromu ERA.

恵 良 宏

## 第二章 遠賀川流域荘園の年貢輸送

### 第二節 遠賀川流域荘園

#### 三、高野山金剛三昧院領

##### 1、粥田荘の概観

高野山金剛三昧院領粥田荘は、遠賀川の支流犬鳴川中流に位置する。現在の福岡県鞍手郡宮田町本城を中心として犬鳴川に沿って拡がり、また遠賀川と支流彦山川の合流地である直方市周辺までをふくむ広大な荘域を有した。

金剛三昧院に寄進される以前—鎌倉期以前の粥田荘については余り明らかではないが、正木喜三郎氏の研究によって平安時代末の粥田荘の状況が明らかにされたのでここではこの研究によって略述しよう。<sup>(1)</sup>

平安末期、筑前北部に勢力を有した大宰府府官藤原氏一族に山鹿、粥田の二氏があって筑前国の遠賀・鞍手・嘉麻・穂波四郡にまたがる大勢力であった。この粥田氏は源平争乱の時点において、平家方の有力武士団として原田、山鹿氏と併ぶ存在であったが、それ以前保元二年、粥田経遠が下野国へ遠流される事件があり<sup>(2)</sup>一時的に勢力の後退があったとしても広大な粥田荘の規模から考えて、その一族の勢力がこの地に浸透していたことは充分考えられる。平氏の滅亡後、経遠の甥山鹿秀遠の平家与党によって、没官領となり源頼朝から妻政子へと伝領された。

粥田荘の立券年代が何時であったかは史料を欠いているが、前述正木氏によれば、粥田荘とその本家成勝寺との関係がいつ頃生じたかを知る史料はないが、粥

田荘において成勝寺役は重要視され、領家高野山を本家役御代官職と称呼し、官職改替を行うなど本家職が単なる得分権を意味するのではなく、粥田荘立券に際して成勝寺が動いたことが予測されるという<sup>(3)</sup>。また鎌倉時代に成勝寺領化の史料が見当らぬことと考え合わせて、平安末期延勝寺寄進の保元元年より前に、粥田荘は成勝寺領として立券されたと考えられる。このように本家が成勝寺であったにもかかわらず、保元元年、粥田経遠が所領三ヶ村を延勝寺へ寄進したのは、新たに延勝寺との関係をもつ必要に迫られたからと推測される。

粥田荘領家職は貞応三年九月十八日、北条政子から金剛三昧院へ寄進された<sup>(4)</sup>。金剛三昧院は政子の発願により建立されたが、三昧院紀年誌によれば、その草創は建暦元年とも貞応二年とも言われ明らかではない。三昧院建立の由来には、安達景盛が將軍実朝の害に遭うや、世を果敢なで、もともと信仰の深かった仏道に帰依し、高野山に入って大蓮房覚智と称し実朝の冥福を祈った、その時に政子の援助を得て禪定院を修補して金剛三昧院と名を改めて鎌倉三代將軍の菩提をとむらったという<sup>(5)</sup>。粥田荘はこの金剛三昧院とその多宝塔領として寄進されたのである。<sup>(7)</sup>

金剛三昧院領について簡単に述べると弘安四年には、河内讃良荘、美作国大原保、伊賀国虎武保、紀伊国由良荘、和泉国横山荘を領有するに至った、粥田荘は弘安の後に当り、異国警固のため河内国新開荘と替えられたのちには復した。降って建武元年十月五日後醍醐天皇諭旨には、これらの荘保に加えて、播磨国桑原勅旨田、摂津国小真上、伊勢国大蓮名内柴田、深瀬兩村はどの各地が記され、

(宇部工業高等専門学校歴史教室)

荘園が増加したことが知られる。この中で粥田荘がもっとも重要視されたことは、田数の上でも群を抜き、一時に近くの新開荘と替えられたが再び寺家に回復されたことから窺えよう。

粥田荘が金剛三昧院を領家としつつも、成勝寺を本家として変ることがなかったが、すでに船越氏が指適されているころ、成勝寺は本家として本家職を御室門跡が行使した、正中二年の九州探題下知状に「当庄者成勝寺領、地頭庄嚴坊律師、今者金剛三昧院領」とあり、永享八年の金剛三昧院住持宥濟高上状案には、成勝寺米として堺津で、二十石を御室に渡すのは旧例であるという。しかし永享年間には御室から大内氏の被官鷲頭弘忠が、代官して荘内一円知行という事態になるが、御室の直務は寄進以来行われず、成勝寺米二十石を沙汰すべきであるとのみ述べている。さらに降って文明十一年の粥田荘荘務頼順進状案によれば一文治口年時代ハ成勝寺領候哉」とも見える。この中で永享五年の条には、高野山は成勝寺の分を甘貫としているが、御室からは本家役六十貫という。これは先の大内氏被官を代官に補任するという事も考えたと御室側の積極的運動の結果とも見受けられる。そして文明十二年には六十貫文の成勝寺本家役が承認されたらしい。いづれにしても粥田荘の本家が成勝寺であり、本家得分として当初米二十石のち錢六十貫文が御室門跡に究済されたといえよう。

また時には成勝寺米と併記される「一心院米」については、延応元年の太政官牒によれば、鎌倉初、源頼朝より二百石を限って永代護摩用途として施入されたことが知られる。

粥田荘の地頭職については、正中二年に荘嚴坊律師と見えるが、それより以前建久三年には宇佐八幡宮課役を過怠した地頭貞清があり、それによって時員（姓不明）に地頭職が代替されている。<sup>(94)</sup>時員以後、寺家へ地頭職が入ったまでの程は明らかではないが弘安の役後、金剛三昧院に再施入された時点で一円荘として領家職・地頭職ともに寺家へ入ったものであろうか。降って暦応元年三月には粥田郷の一円地頭職が粥田義舎なるものに与えられているから、南北朝の動乱期に入って寺家から離れたものである。粥田義舎は在地出自と思われるから、粥田恒遠の系譜を引く在地領主であり、南北朝動乱の際粥田郷に限られるが荘内の地頭職を回復したものであろう。

粥田荘は領家職は金剛三昧院から離れることはなかったが、鎌倉時代を通じて幕府の保護とときには干渉を受けた。寛元二年、幕府は金剛三昧院寺務の補任に

条件を幕府が決めるべく御教書を下し、宝治元年八月には粥田荘内の殺生禁断を命じて保護を加えている。<sup>(95)</sup>同じ年八月には年貢運送の保護のため過所を免給した。幕府の干渉と保護はこれ以後幕末まで行われている。とくに弘安四年蒙古襲来に当っては、「異国敵賊之警固者天下一同大事」として、便宜の地として河内国新開庄と替えることを行っている。<sup>(96)</sup>おそらく幕府の元殺に備えるための費用捻出の地として粥田荘が結果として取上げられたことになったのであろう。しかし新開庄はとうてい、本領の済物に及ばざるの地として寺家は回復を訴え、元寇の後、弘安九年九月廿八日、もとの如く金剛三昧院領として復した。<sup>(97)</sup>正中二年、鎮西探題は筑前国在庁成藤の粥田庄宇佐宮課役の徴収に対し、裁断を下して雑掌積映の主張し、課役急除しを認め、嘉暦二年、謀当の咎によって遂に粥田荘内勝野郷の名主義直について規矩高政、少武盛経に命じて豊前、筑前両国に触れを出させている。南北朝以降の粥田荘は、他の遠隔地荘園と同じくややもすると中央領主の手から離れがちとなり、在地勢力の荘内押領、侵略の増加に伴ってその実が失なわれているが、年貢運上に関しては文明年間まで関係史料が残っている。鎌倉幕府の保護を受ついで足利幕府も同じく保護を加えていったが、南北朝時代には半済によって半減し、戦国時代には大友氏、秋月氏の戦場の場となり、天正十一年、寺家分四十町が戦国大名によって自由に在地領主に給付される事態を以って粥田荘の歴史は幕を閉じることになる。

## 二、粥田荘の位置と構成

粥田荘の位置については、前節で若干述べたが、今一度考察してみよう。金剛三昧院に寄進された当時は「本新両荘」とあって、本荘と新荘から成っており、本荘は現在の福岡県鞍手郡宮田町本城を中心にした一帯であった。

寄進当時の直接的な史料がないので正中二年九州探題下知状によれば、有木、野母、盛田、楠橋の三百九十町は粥田荘の加納地であるという。本荘八拾町加納地六百余町のうちこの加納地を除き、筑前二百八十五町豊前国六十五町で三百五拾町が金剛三昧院領であった。当時、この九州探題下知状に引く建久四田帳によれば、鞍手郡総田数千五百八十四町三反であり、そのうち神領百二十一町五反、寺領百四十町、荘領九百参十二町、府領廿町八反、国領参百七十町の構成となっていたから、粥田荘の郡内で占める比重が大きいといえる。先の四加納地は建久の

ころからすでに別個の本家及び地頭を有し、粥田荘から独立した荘園となっていた。

この四つの荘園について、その伝領の経過を追跡してみよう。先ず盛田荘であるが、船越氏は「盛田たる地名も今日残存せぬ」として、この地名について盛田を感田の誤りとする「大日本地名辞書」の説をとっておられる。けれども、現在の嘉穂郡野田町には同荘の中にあつた口ノ原(口ノ春郷)と鹿毛馬(鹿毛馬郷)とに狭まれて、勢田(せいた)なる大字名があり、盛田と音通する所から、盛田荘に比定される。盛田荘は『荘園志料』にはないが、「大日本地名辞書」には後宇多院御領目録に盛田荘が載せられているという。さらに、徳治元年六月十二日に八条院領として東寺百合文書の中にも見える。

感田荘の方は当初、中御門内大臣家領であつたが、文治五年四月には八条院に寄進し、次で、嘉祿二年に蓮華心院の所領となり、建武二年七月終には西園寺家領となつた。

次に楠橋(くすはし)荘の初見は建長三年九月廿三日の三条公俊の護状であつて、公俊の女、祇女御前に譲り渡された。文永元年には楠橋荘の預所職は相論の結果、公俊の女中納言典侍に三分の二と同意の法眼俊譽の三分の一に分けられた。これから以後、楠橋荘の相伝に関する史料があるが、正安三年十一月一分方及び荘内大隈村の領家職が俊譽によつて醍醐安養院などと共に、定任法印に譲与され、預所職は別人に譲与して各々の所務を定めたこと。一方においては楠橋二分方領家職は、知足院入道實種と祇女、その妹阿古に譲られて来たとする源氏女の間これを対象として、相論押領がくり返えされ、知足院は尼親性に、尼親性は律師公禪に譲られ、公禪と源氏女の間で相論となり、康永三年律師公禪は楠橋荘二分方領家職を三宝院前大僧正賢俊に奉譲したこと。そしてこれ以降、安養院の院領として長祿四年まで醍醐方管領諸門跡等目録として全六通あり、その相伝が窺われること。途中建武三年に少貳頼尚が宗像大宮司氏範に楠橋荘を領掌せしめたが、足利義詮は当荘の押領人即ち広範を退け知行を全うせしめた。のちにも三宝院相伝の地として当荘を少貳頼尚及び今川了俊に遵行せしめた。楠橋荘は現在の北九州市八幡西区大字楠橋に当り、

野母は野面(のぶ)と同じであると思われ、現在の北九州市八幡西区の大字名として残っている。

香月荘、感田荘、野面荘、植木荘などに近接して位置する。野面荘は正中二年

の探題下知状を除き、他に史料がなく粥田荘との領有関係は明らかではないが、領家は小野宮家であつた。遠賀郡に勢力を有した麻生氏の室町時代の所領目録には野面荘八十町又は五十町が知行地として記載されるが所有した職は不明である。有木は現在の鞍手郡宮田町にあり「有木(あるき)は若宮河内十八ヶ村の内にあり、若宮荘を形成した」と言う船越氏の説は、この十八ヶ村のうちには観世音寺領金生封も含む広大な地域であり、若宮荘に含まれていたという史料はなく、同荘を形成していたかどうか疑問であり、結局有木も野面荘同様不明であると言わざるを得ない。

さて粥田荘の荘田の分布について考察しよう。正中二年の探題下知状によつて、粥田荘の田数を再び示すと表1のようになる。

表1

粥田荘の田数		(単位 町)	
本荘	加納地	80	745 (建久のころ)
	豊前	600余	
独立せる 四加納地	有木	50	395
	野面	80	
	盛田	60	
	楠橋	200余	
(正中二年)			350

先に述べたので説明は省略するが、船越氏の作製された表には豊前国六十五町が脱落している。豊前国の方は恐らくは筑前国境にあたる彦山川の上流界の地にあつた荘田と考えられる。この四加納地を除いた粥田荘にはどのような荘郷があつたであろうか。粥田荘の荘郷に関する初見は永仁元年の分を載せた粥田荘預所用目録注進状である。

これによれば、本荘、龍得、鶴田、新入、堺郷、吉野、口原、鹿毛馬、勝野、生見、脇野、八尋が列挙されて、この他の諸郷目録、及び給田目録では上記の十二の郷名の域を出ない。即ち全部で十二ヶ郷である。これらの目録はすべて永仁以降のものであり、四加納地は、すでに早くから独立していた。降つて文明七年の室町幕府奉行入連署奉書写では、粥田荘内「十一箇一郷事」とあり、先の条件は満足する。しかし、同じ年の大内政弘に宛てた同奉書には「粥田荘内十三箇郷内堺郷事」と記されていて先の十二ヶ郷を越える。文明十一年の粥田荘納所等連署算状では「大隈郷公事銭」という明細の項目がある。これを加えれば十三ヶ郷となる。先の預所田作目録注進状は、当時粥田荘の様子を伝えるものであり、大隈郷は後になって鞍手郡粥田荘に含まれたと考えられる。

粥田荘の管理機構は荘務の中心となる預所は金剛三昧院住持次第によれば「第一開山長老行勇莊敵房法師」が建仁寺僧正であった為か、次の第二長老禪中納言法印の時に鎌倉幕府に申請して、建仁寺の所務であった預所職は当金剛三昧院に与えられた。

長老の代官である雑掌が金剛三昧院に下り、年貢徴集、年貢進納、荘内の殺生乱入狼籍禁断等の治安維持を主たる任務とした。特に永享以降の武家の押領に對し、中央の幕府、本寺に奔走して訴え、地方の有力武家に働きかけて荘地の維持に苦勞した。雑掌は別名代官、荘主、惣政所、荘務、政所と称した。<sup>(43)</sup>

永仁元年分の預所用米目録注進状案によれば特に堺郷には獲用なる名目の預所の得分があった。注進状によれば、他の預所の得分に比して六町五反に對し、九十六石六斗九升の高率であることと、収獲のほとんどが得分であることを考えると、船越氏の言われる如く預所の佃であるうか。預所の年貢米は、二百二十七石一斗三升二合三勺八才である。正応二年の預所の年貢米注進状によれば、二百二十九石三斗九合八勺が運上米となっているから、大体において、これが預所の年貢米と言えようか。

雑掌の下には、田所、公文、定使、納所などが文書に散見される。その給田分布は表2の如くである。定員数は不明だが、年貢送進状の署名からみて一人宛であったと考えられる。

永仁四年の給田目録には、他に名主給田があり、吉野郷名主に給田九反七十五歩、八尋郷西名主に給田及び給名九反大、東名主は給田と給名を九反つと与えられている。更に地頭は八尋郷に一町五反の給田があった。

粥田荘の年貢米は如何程であったであろうか、その総額については不明である。推定計算による他はないが、船越氏の推算によれば、預所給田とその年

表 2

田所	本庄		龍得		堺郷		吉野		八尋		計	
	反	歩	町	歩	町	歩	町	歩	町	歩	町	歩
定使	0.9	180									6.4	180
散任	0.5				0.13						0.6	30
庄官	0.3		0.5		0.5		0.2		反 0.3		1.8	
公文	1.8				1.2						3.0	給田名
	4.1				2.8						6.9	給名
					0.8	30			0.9	180	1.7	210

貢高の比から定田の年貢高を推定し、その数値千九百七十六石六升五合に獲用、預所給田、雜事免の年貢高を合計すると、二千二百八十三斗六合一勺六才となる。即ち、二千石前後の米が寺家収取分であったと言われる。

やや前後するが、先の永仁四年の給田目録の手工業者給田から、荘内の商業を考えてみよう。これを表に示すと、(表3)となる。この様な配列で、手工業者の給田、給名及び給畠が存在していた。

表 3 手工業者給名田

永仁四年十月 (高野文書五ノ二)	本庄	鍛治		土器	皮染	紺櫛	桧物
		町	反	反			
		1	8(田)	3(名)			
	龍得			反歩 1.330(名)			
	堺郷	反歩 4.40(名)		反 3.0(名)	反 5(名)	反 3(名)	反 3(名)
	計	町 2	反 2	歩 40	反歩 7.330	反 3	3
建武四年	堺郷			反 1.0(畠)			
	龍得			反 5.0(畠)		反 3.0(畠)	
	計			反 6		反 3	
貞和二年十一月	本庄			反 3(田)			
	龍得			反歩 1.300(田)			
	堺郷	反歩 4.40(田)		反 3(田)	反 5(田)	反 3(田)	反 3(田)
	計	反歩 4	40	反歩 7	300	反 3	3

(田)は給田 (名)は給名 (畠)は給畠

これら手工業者の給田の存在するところが、手工業者の所在地だと断定は出来ない。しかし、これらの表における地域の特殊性と堺郷、龍得、本庄という、比較的粥田荘の中心地に給田があったことは、強ち偶然ではあるまい。これによって、給田と手工業者の所在地とを結びつけることが出来ると思う。

この表の分布に偏在性があるのは明確である。すでに豊田武氏が指摘された如く、「政所の所在地で市場のある堺郷では、これらの給田は他の村落より多く散在している。恐らくこれは庄の政所に附属する手工業者の群であつたらう」という。これに加えて、更に考えてみよう。

預所の代官雜掌政所の駐在地である荘屋敷は初め堺郷にあり、その後明德の初期に龍徳郷に移った。<sup>(64)</sup>

その理由は「半済初而寺領煩云々」と言う、また、武家の押領、荘内乱入等が始まるのもこの頃からである。恐らく、荘屋敷が龍徳に移ったのも、その反映である。これが、堺郷から龍徳に荘屋敷が移転についての理由と思う。

次に、同じ堺に立っていた荘内の市場について考えてみる。正応三年二月の年貢運上送文によると、「市銭拾式文」が送られており、すでに市が成立していたことと共に、市銭を知るが、降って文明十二年の納所等連署算用状には七月の市(さかい)屋敷銭として九百文を納め、秋市屋敷銭一貫十六文を納め、一年分春秋合計二貫文の納入であった。正応と文明の差が目立つ。著しい減少である。この減少が「荘園領主勢力の減退であろうか」と豊田氏も指摘されている。堺郷の荘屋敷は、早く明德の頃龍徳へと移った。この移転の後、恐らく堺の市は荘主の政治的な保護からやや遠のくことになった。しかも、文明十一年の頃にもなると、少貳氏の被官宗彦八郎の乱妨押領が相次ぎ、荘内の混乱と年貢収取が困難になってくる時期に入るから、堺市も当然衰退せざるをえなかったろう。

この堺郷は、手工業者給田の分布に見られる龍徳、本荘とともに、中心的存在である。しかも、堺郷に様々な手工業を最もよく集中させている。市成立にとって、政治的中心地たる荘屋敷の所在ばかりでなく、もう一つの要因として交通の中心が考えられる。遠賀川と大鳴川周辺に発展をみた粥田荘では、先の三郷龍徳、堺、本荘付近はいづれも交通即ち水運の便を有したと思われ、荘園の中央部は交通の要地にあたる。堺郷はその中で、遠賀川と彦山川の合流点に位置し、遠賀川の水運を利用して上下する川船には好適な条件にあったと考へられる。

これらのことを考へ合わせると、荘屋敷のあった堺郷には政所に属する手工業の集団があつて、正応の年貢送文に見られるような市の繁栄と相互関係を持ち、南北朝まで繁栄し、政所が龍徳に移るころから衰退して、文明に至ると思われる。堺には手工業者が集中していたことを裏付ける史料として、時衆過去帳(芦屋金台寺蔵文明より天正末年)にも多くの人名が見られる。手工業者層に時衆(時宗)信仰者が多いことと考へ合わせられるのではあるまいか。

もしこの様な推定が成立するとすれば、堺市は、荘園領主からの要求から生まれ、繁栄するに至ったが、荘園領主勢力の後退と共に衰退したとすればそこには独立した市場の性格を見出せず、そこには荘民の市場依存も見られないと思う。

また後述する様な商品貨幣経済の発展も想定し難い。堺は市の消滅と共に、元の農村の姿へ戻ったと思われる。

### 三、粥田荘の年貢輸送

年貢輸送は、正応二年三月を初見とし、文明十三年三月を管見の終りとする。その間に正応三年二月を加え、僅かに三通のみである。しかし年貢運送に関係する史料はままた見られる。補助的に史料を用いて、年貢輸送を考えたい。

鎌倉期における年貢輸送の史料は、その殆んどが過所である。鎌倉幕府は、宝治元年八月、過所を発給して年貢輸送を保護した。これを前例として、嘉元元年十一月門司関、また、応長元年七月籠戸関に対し、年貢輸送の類いをなさない様命じた。<sup>(65)</sup> 文保元年、元享四年は門司関に、暦応二年光嚴院院宣が下され、足利直義がこれを用いて年貢運送船を保護した。<sup>(66)</sup>

やや前後するが、正応二年三月二十三日の年貢送進状についてみよう。弘安十年の未進分を正応二年に運上した。この年貢は、正米に対し雑用は五十三・九%

運上高	33石2斗6升4合
正米	21石6斗
雑用	11石6斗6升4合
到来	4月25日
運賃率(正米/雑用)	= 53.9%

を占めた。この年貢米には「死亡、逃亡分」が除かれている。更に正米二十一石六斗のうち大豆九石七斗九升小豆一石が含まれている。運漕に要した日数は三十日、梶取藤井國貞が運上者であった。

正応三年二月二十日の年貢運送状<sup>(67)</sup>は、正応二年の預所用作の年貢が送られたのであるがこの送文には差荷として以下の多様ものが同時に運漕されたことを伝えている。

運上米	279石3斗9合8勺
正米	181石3斗7升
雑用	97石9斗3升9合8勺
運賃率	=53.9%
差 荷	
大豆	13石
繻	1石3斗
納豆	1石
蕨	23枚
子蠶	1桶
市銭	12貫文
門布	71端卷丈
暑預	2櫃
薦	38枚
畳糸	600筋

正応から降って唯一の年貢運上送文は文明十三年三月四日である。この送文は文明十二年の年貢米のうち四石を一石の雑用(運賃)で送ったことを載せているが、その他にも門布十六端を附して運上している。夷丸船四郎左衛門尉が運上し、寺家は堺津で請取った。金剛三昧院の年貢が堺津で請取られるのが、普通であったことは、永享八年六月の宥濟言上状案に「自彼荘内号成勝寺米毎々年貢着岸の時、於泉州堺津式拾石御室エ渡申之段舊例也」と言っていることから察せられよう。

- (1) 日本歴史一六七号
- (2) 「宇佐大鏡」大分県史料宇佐津文書
- (3) 同氏前掲書「粥田経遠考」
- (4) 高野山文書五の二号
- (5) 高野山文書五の三八一号
- (6) 江頭恒治氏「高野山領荘園の研究」
- (7) 高野山文書五の二号
- (8) 高野山文書五の一五七号
- (9) 高野山文書五の一二号
- (10) 高野山文書五の一七四号
- (11) 高野山五の四二号
- (12) 福岡県史資料八の八七頁
- (13) 宇佐宮記(太宰管内志)
- (14) 鳥野神社文書(鞍手郡誌)
- (15) 高野山五の五号

- (16) 高野山五の二二九号
- (17) 高野山五の一三六号
- (18) 高野山五の五七号
- (19) 高野山五の三号
- (20) 高野山五の一二号
- (21) 大宰府史料中の五の八一四頁
- (22) 高野山五の一二号
- (23) 船越康寿氏「金剛三昧院領粥田荘の研究」(社会経済史学七卷一号)
- (24) 同書一四五五頁、感田の条
- (25) 『荘園史料』感多荘の条
- (26) 西園寺家文書(福岡県史資料八の四五頁所収)
- (27) 柳原家記録
- (28) 西園寺家文書柳原伯爵家本
- (29) 醍醐寺文書一の二三五頁
- (30) 醍醐寺文書二の二三五頁
- (31) 醍醐寺文書四の三五頁
- (32) 三宝院文書五〇
- (33) 荘園史料筑前国橋橋荘の条
- (34) 福岡県史資料二の九一頁
- (35) 醍醐寺文書一の三二頁
- (36) 醍醐寺文書一の三二及び四三頁
- (37) 福岡県史下巻「粥田荘」で堺は荘の堺とされるが、豊筑両国の境(堺)にある。
- (38) 高野山五の二〇六号
- (39) 高野山五の二〇七、二〇八、二〇九各号
- (40) 高野山五の一七五号
- (41) 高野山五の一七六号
- (42) 高五の三七九号(代官の例高五の一九五号、荘主同一九一号、惣政所二二二号、荘務一七四号、政所一七八号)
- (44) これに、建武四年の諸郷麦目録注進状案(高野山五の二〇八号)を加える
- (45) 同氏「中世日本商業史の研究」三一頁
- (46) 高野山五の一七四号
- (47) 高野山五の二〇五号

- (48) 高野山五の二一〇号
- (49) 嘉元元年は高野山五、一四〇号、応長元年は高野山五二号
- (50) 文保元年は高五の一三九号、元享四年は同一四一号、暦応二年は一四四及  
び一四二号
- (51) 高野山五の二〇四号
- (52) 高野山五の二〇五号
- (53) 高野山五の二一一号

### 第三章 遠賀川にみた荘園と水運の実態

#### 第一節 平安末期の年貢輸送

平安期における遠賀川の年貢輸送を見ることができるのは、観世音寺領のみである。

元来、観世音寺は九州の地方寺社でも、その地位は高かったのであるが、東大寺末寺となる頃に到ると、その勢力は衰えており、観世音寺再興のために、東大寺末寺となったのである。だが観世音寺の思惑とはうらはらに、末寺と化すに及んで寺運は一層衰退する。

寺領の封戸、荘園からの年貢は寺家例用を除いて、ほとんど東大寺の収取する所となった。東大寺が観世音寺を末寺にせんとする積極的な企ては、この寺領から得られる経済力を東大寺が吸収しようとしたことにあったのはいうまでもない。保安元年に一切の案文を東大寺に送進されてより以降の観世音寺領について述べてみよう。

やや時期的に降る寛喜三年六月二十九日の東大寺衆徒等申文に観世音寺領の年貢運上について語られている。四封四荘の年貢で本寺・末寺の寺用として来たが中古の年貢寺納は、或年は七・八百石、或時は五・六百石であった。これに加えて、治承乱以後武家の地頭が妨げて年貢の運上は有名無実となつてしまったので、東大寺別当勝賢僧正の時——建久の頃、検注使を遣して、所当官物は一千余石とし、末寺の種々の供料を残して京定四百石で本寺済納に定めた。そして観世音寺別当定勝の時には三百石に減じた。定勝の後は違乱もなかったが、光恵が観世音寺別当になった時は、年貢がややもすれば失墜せんとするので、六月中に究済することになった。にもかかわらず年貢は緩怠し、寛喜の頃には、年貢は大略

未済という有様であった。これにより、東大寺の衆徒は末寺の寺務と寺領を東大寺別当に付せられんことを請うたのである。一方、観世音寺では寛喜三年十月に東大寺の年貢未進百三十石を究済して、また後年は起請文の旨を守って二百五十石の年貢を六月中に本寺に納めることを請文に書き提出した。<sup>(5)</sup>これは鎌倉期の出来事であるが、それと同時に平安末の状態を推察出来る史料である。この様に観世音寺領の年貢は一定せず、徐々に減少の傾向を示し、武家によって侵略されつつ、東大寺からはその経済的対象としてますます支配の強化が要求されてくる。このような寺領の経過と性格を把握した上で、遠賀川流域の荘園について、前述の個別的考察より全体的な検討をして、年貢輸送更に平安末の水運を考えてみよう。

観世音寺領碓井封、金生封、山鹿荘の年貢運上送文は、管見の限りでは平安末期に全六通である。この他に、年貢米結解解状、運上米支配状等数通あるが、年貢運上送文を考察の中心とし、時宜に應じこれらを挿入しながら考えてみよう。

表1によつて、先ず年貢運上の経過を見ると、前章でも述べた如く、増減の振幅は大きく、傾向は減少方向にあった。それは、先の東大寺衆徒等申文と一致し、未済が多くなつたこと、仁安二年の山鹿荘年貢結解に所済四百二十八石三斗に對し荘末進の未済は八百三十一石七斗とあることも一致する。このような年貢運上の経過を考慮した上で正米と雑用の関係即ち運賃について考えてみよう(表2)。正米に對する雑用の比率は、上昇している。大治二年段階で平均三十五%が、大治以降四十五から六%と十%も上つている。これから知る事は、観世音寺領の荘園年貢の運賃は全般的に四割五分を占めた。

年貢米はどのような経路で運ばれたであろうか。年貢運漕の航路は、他の諸荘より平安末の観世音寺領がよく伝えていられる。

各封荘から搬出された年貢米は、遠賀川を下り、葦屋津へ向かう。葦屋津から門司関を経て、瀬戸内海へと運漕された。

遠賀川下りの船賃たる国津川下賃料は、遠賀川を利用した封荘、即ち、金生封と碓井封に見られる。両封の送文から(表3)、正米の中で国津川下り賃料の占める比は、碓井封で三・三%、金生封で一・七%と、遠賀川の最奥と中流に位置した両者の運賃の差異を明確に検出した。この比率は、全くの偶然とは考えられない。

葦屋津からは、波浪の高い外海へ出ることを避け、また距離的關係及び暗礁の

(表1)

	碓井封	金生封	山鹿荘
大治元年分		407.203	
2年		322.22	
4年3月28日		349.1	
5年11月5日	△ 150.0	305.9351	
天承元年		321.0	
長承元年	30.0	150.0	
2年3日16日			△ 100.0
永暦1年3月	△ 50.0		
2年10月		△ 70.0	
応保1年			269.6
2年			142.265
長寛元年			98.0
2年			128.3
永万元年			170.5
仁安4年2月25日		△ 30.0	
嘉応2年3月25日		△ 40.0	

(注) 史料は以下の通り  
 (表1にそって)  
 大治元年 平安遺文5の1811頁  
 大治2年 東大寺文書4の32〃  
 大治4年 平安遺文5の1829頁  
 大治3年~天承元 〃 5の1917〃  
 長承元年~2年 〃 5の1927〃  
 応保元年~永万元年 〃 10の3881〃  
 (表1の△印は六通の年貢送文)  
 大治5年 平安遺文5の391頁  
 長承2年 〃 5の1939〃  
 永暦元年 東大寺文書5の403頁  
 永暦2年 〃 5の405〃  
 仁安4年 平安遺文7の2730頁  
 嘉応2年 〃 7の2757〃  
 (以上六通の年貢送文)

多いという地理的条件から、洞海湾へ通ずる江川という運河を通つたらしい。江川が日本書紀に登場し、宗祇が九州を旅行中に通り、近代では石炭輸送にまで活躍した歴史をもつことはすでに述べたところだが、君園制下の年貢輸送で江川を往来したという史料はなく推測に頼る他ない。ここで今、年貢輸送の為に江川を通つたかどうか、年貢運上の史料から明らかにしうる限り推察したい。運上送文中の平駄賃料は前に述べたが、これを再検討してみる。  
 大治五年から嘉応二年の六通について平駄賃を表にすると(表4)、どの場合も比率1%という数値が出てくる。仁安・嘉応年間には運賃の上昇に伴い、一・五

(表3) 遠賀川の艀賃 (単位石)

	碓井封		金生封		
	大治5年	永暦元年	永暦5年	仁安4年	嘉応2年
正 状	150.0	50.0	70.0	30.0	40.0
国津川下賃料	5.0	1.67	1.2	0.51	0.7
比 率(%)	3.3	3.3	1.7	1.7	1.7

(表2) 運 賃 (単位石) 比率=雑用/正米

		正米	雑用	比率(%)
金生封	大治2年8月25日	407,203	159,3195	39.1
〃	大治4年3月28日	57,143	17,142	29.9
碓井封	大治5年11月5日	150.0	66.9	44.6
山鹿荘	長承2年12月27日	100.0	45.4	45.4
碓井封	永暦元年3月	50.0	23.37	46.7
金生封	永暦2年10月	70.0	30.7	43.8
〃	仁安4年2月25日	30.0	13.68	45.6
〃	嘉応2年3月25日	40.0	18.26	45.6

(表4) 正米の中で占める平駄賃料の比率

封荘名	年 月	正米石高	平駄賃料	比 (%)
碓井	大治5	150	1.5	1
山鹿	長承2	100	1.0	1
碓井	永暦元	50	0.5	1
金生	永暦2	70	0.7	1
〃	仁安4	30	0.45	1.5
〃	嘉応2	40	0.6	1.5



%になったものであろう。嘉応二年四月の船越荘年貢送状によれば、正米三十三石二斗九升三合、平駄賃料三斗三升三合だから、同様の計算式で一・〇%となり、遠賀川地方と同率である。また伊豫國東大寺封米結解によれば、百八十石に対し八石の平駄賃で四・五%となり、比較的高い率となっている。ところで、大治四年の金生封年貢米結解状によれば、淀津から木津の運賃は五十七石一斗四升三合につき二石八斗五升七合であり、四・九%の比率になる。伊予地方に川船の存在は無いと推されるから、この平駄賃料は淀津から本津の運賃と推定される。

では、遠賀川地方封荘の1%から一・五%の率を示す平駄賃料は、どこを通過する船賃であろうか。淀津・木津間の賃料には、上昇していた川船賃から考えて無理である。博多津より西に位置した船越荘も、当然葦屋津を経、瀬戸内海へ出たと考えられるので、遠賀川地方の場合と同率になることから、江川の平駄賃料と推定する。より確実な推定には、もっと多くの例が必要となる。

しかし、これにも二、三の問題がある。これ以上の推定は避けたいので、これをあげるに止める。第一に、江川の船行は艀(平駄)か、海船かのいずれによったかである。石炭運送は川船で通じたが、宗祇の文面からは江川は恰も、海の如く海船の如くである。第二にもし平駄で年貢輸送を行ったならば、洞海湾の側に、積み換えの所謂船津が形成されねばならない。管見の限りでは、二島(洞海湾側)に荘園があったことを知るのみである。以上を疑問点として述べてみた。

東大寺が、瀬戸内海を経由して運送されてきた年貢米を実際に収取したのは、中央のどこであろうか。大治四年の金生封年貢米結解状による以外にない。これには、「淀津定」とあり、「御寺運上加賃料」は別の項目となっているから、淀津で米が受けとられたと解釈出来ると思う。大治二年の同封年貢米結解状には「京定米」とあるが、西岡虎之助氏の言われる「寺家有力者の京住」を考え、淀津より京都に運ばれたと考える。

瀬戸内海の各地に寄港したことは、史料には見えないけれども、順次、内海の港に寄港した。本朝無題詩に釈蓮禪が内海各地の寄港地を詩に詠んだのは、その頃の碇泊する港の順番を示すであろう。

遠賀川地方から東大寺に運漕するに要した日数は、明らかな限り、大治五年確井封から百三十二日、長承二年山鹿荘から七十九日、嘉応二年に金生封から五十五日を、それぞれ費して送られた。この運漕期間も石高の多い程日数を多く必要とした。普通には六十日前後であろう。

航路について、西岡氏に反論したいと思う。

西岡氏に代表される説として、観世音寺領の封米等の運漕は葦屋津を出港し、一度博多津に漕送して、淀津へと送られると解されているが、西岡氏の論に大治以降の年貢が観世音寺に運ばれたとすることに誤りがあることは既に述べた。更に論及するなら、西岡氏の見解では、要した日数と運賃から見ても、九州の荘園は倒底京納出来ない。これに加え、金生封が同じ頃に東大寺に年貢米を運上したことになるが、その時の運賃は観世音寺に運送した時のそれと同じ運賃を必要としたから矛盾する。また、博多津に回漕したことに就いては、玄界灘の遭難の多さから、その難を避けることが予想され、遠賀川河口の葦屋津は当時博多津に並ぶ港であったから、以上の理由を合わせて、博多津に年貢米を回送したとするのは成り立たない。

遠賀川地方から運上される年貢米は、時期的に二期に分けて運上されるのが普通であった。大治二年の金生封年貢米結解状によれば同二年五月に前番として二番にして運上された。長承元年十二月に確井封から早米として運上された。六通の運上送文は十一月、十二月、三月、十月、二月、三月に送られているから、先の前番正月運上は前年末に送進さるべきであろうか。とにかく、その年の秋と翌年の春の二度に分けて運上されるのが常態であった。

年貢運漕に従事した人々の梶取、水手、綱丁などは後述することにして、運上送文の形式について見よう。平安末期観世音寺領の運上送文は、雑用の記載に特性がある。遠賀川地方の他の荘で、これ程その内容を詳細に伝えるものはない。狭い視点から述べると、一つには、遠隔輸送で高運賃の為に詳記する必要があるからであろうが、初期の遠隔地から行われる年貢輸送の原初的形態を示すと言えようか、当初、送文の署判者は全員、観世音寺の僧であったが、仁安、嘉の全生封米年貢送状では、政所僧、封司、預所といった封内の人々によって構成され署名されている。それが文永年間間の金生封の年貢送状と一致するのは目を引く。

以上、平安末期の荘園年貢の輸送について述べたが、これを延喜式との照応によって、総括とする。延喜式の「諸國運漕雜物功賃」によれば「太宰府海路」の条に

自博多津漕難波津船賃。石別五束  
 挾抄六十束。水手四十束。自餘准播磨國  
 播磨國の条に

自與等津運京車賃。石別米五升。但挾抄一人。水手二人漕米五十石

又、主計上に、

太宰府<sup>(13)</sup>行程上廿七日。海路卅日  
下十四日。

以下、箇条書にして律令制での国家貢納物輸送と平安末期荘園の年貢輸送を対比する。

一、運賃 延喜式 石別五束<sup>(14)</sup>二斗五升

平安末荘園 四斗五升

二、梶取 延喜式 六十束<sup>(15)</sup>三石

平安末荘園(平均) 三石八斗

水手 延喜式 四十束<sup>(16)</sup>二石

平安末荘園 三石

三、運送者員数 延喜式 挾抄一人

及び運漕石高 水手二人五十石

平安末荘園 梶取一人

水手一人(平均) 十六石(他に綱丁、兵士など)

四、北九州より 延喜式 太宰府難波津間<sup>(17)</sup>三十日

幾内まで

平安末荘園、葦屋津淀津間(平均) 六十数日

延喜式が十世紀の編纂であり、時間的に差があること、律令制下の規定であることを考慮に入れて、これを要約して結論づけよう。運賃は国家統制のもとで低く、時代を経ると、荘園制では高運賃となったであろう。梶取・水手も同様である。しかるに、律令制下での梶取・水手の労働は激しい。海路航行の日程は、国家の保護を加えられたとしても、年貢輸送より驚異的に短い。荘園制では、戦乱の勃発、海賊の発生など種々の障害があった。それにしても短期間の輸送は規定とみるべきだろうか。なお、綱丁は本来的には律令制下の官物運納の責任者であるが、山鹿荘や碓井封<sup>(18)</sup>の史料に、荘園年貢を輸送したことを見ることが出来る。<sup>(19)</sup>

- (1) 大宰府史料中世編一の一三九頁
- (2) 大宰府史料中世編一の一四〇頁
- (3) 平安遺文十の三八八一頁
- (4) 東大寺文書四の四十四頁
- (5) 平安遺文四の一六一六頁

- (6) 平安遺文五の一八二九頁
- (7) 寛喜三年十月(大宰府史料中世一の一四〇頁)に「二嶋分」、暦応四年の碓井封梶取乙玉丸起請文「二島御米類船」とあり、降って永享二年に「筑前二島庄」(太宰管内志上四七四頁)とある。

- (8) 平安遺文五の一八二九頁

- (9) 同氏「荘園史の研究」上の二四九頁

- (10) 同氏前掲書上の二七〇、二六七頁及び河合正治氏「瀬戸内海の歴史」七〇頁

- (11) 平安遺文五の三九一頁

- (12) 延喜式卷二六主税上

- (13) 史料は六通の観世音寺領の年貢送文である。

- (14) 海路とあるので京都としなかった。

- (15) 東大寺切符(平安遺文五の一九〇一頁)

- (16) 新城常三氏「鎌倉時代の交通」一九頁

## 第二節 鎌倉期の年貢輸送

鎌倉時代における荘園の年貢輸送は平安末期から存続していた金生封と、鎌倉時代からその史料を見る中央領主の荘園、六條八幡宮領若宮荘、高野山金剛三昧院領粥田荘によって窺うことが出来る。管見の限りでは、史料は金生封及び若宮荘が文永年間、粥田荘は降って正応年間にあった。金生封及び若宮荘の年貢運上の文書は、ともに紙背文書で文永年間に残存するという二つの史料の性格を有する。

扱て、前節で考察した方法に従い、荘園領主にとって、最も重要関心事であった、主たる収取物の年貢米から考えてみたい。

結論から先に言えば、その特色は、年貢米が決められた時までには完納されず、翌々年までにも及んで遅進されたことである。前述の寛喜三年の東大寺衆徒等申文には、観世音寺領の未進は早く鎌倉初期に始まっていることを伝えている。それはともかく、粥田荘・若宮荘にも見られる現象である。その例をあげると、金生封の年貢運上史料のうち明確な十六例中当該年度内の年貢貢納は三例、同様に若宮荘十七例中七例、粥田荘二例中なし、である。但し、この翌年ないしそれ以降の運上は、未進でない年貢も含まれる。

今一つの特色は年貢運上が分割されて一年間に何度も運上されたことである。この年貢送進の細分化は複雑な様相を呈して、中世の年貢運送の特質を成すので、これを中心に考察する。

年貢米送進状について見ると、一通の送進状のうちの年貢米の現納最高石高と最低石高を示せば表1の様になる。次いで、一年度分の運上高を集計する。年貢高のうちでも、現地下行分その他を差引いた現納高(正米)で表わして、表2にした。

(表1)

	最高石高	最低石高	全体平均
金生封	35	1	22.6
若宮荘	36.045	1.01651	4.5
粥田荘	179.309	33.264	106.32

(注) 全体平均は送進料すべての平均石高

(表2)

		石高
金生封	文永4年分	114.3
若宮荘	文永7年分	82.83761
粥田荘	不明	—

(注) 粥田は送進状二通だから省略

(史料は前章による)

この二つの表を対照すれば、その分割の状態がよく分る。粥田荘の場合は、鎌倉末期の送文二通で一通の現納高が百七十九石である。推定二千石の年貢から現地必要分を除いた現納高を推測しても、年貢送進状の現納高が百七十九石では、何度かに分けて運上されねばならないだろう。更に、若宮荘に例をとれば、実際の年貢運上は、文永七年十一月十五日に五通の送進状が梶取に附されて送られた。その時、運上の現納米は四十石ばかりであった。文永八年四月五日は三通の送文で、梶取は八石ばかりを運上した。

平安末期の年貢運漕の形態は、梶取が責任者となり、水手数人を連れ、兵士・綱丁も加わり、百石から数百石の年貢米を、一通の年貢運上の送状を携えて、中央領主に漕送した。観世音寺領の金生封と山鹿荘の年貢輸送に従事した梶取未成に見られる様に、同一領主の荘園では一人の梶取が二ヶ所の年貢を運漕した。

鎌倉時代後期に見られる年貢運漕は、平安末期のそれと比較すれば、先ず運上米が少量である為に、平安末期と対照的な小規模運漕で年貢を運漕したことである。以上の年貢運送の形態の変化は、暦応四年の碓井封梶取乙玉丸起請文に「伺

便船以差荷、二箇度仁運上仕候」、また「二島御米類船仁天候」と言っていることを想起させる。勿論、この様な便乗の年貢ばかりではないであろう。しかし、文永年代から以降の年貢輸送の性格を示す例であろう。

次に、梶取について述べる。文永年間全生封と若宮荘は、地理的にも同じ若宮盆地にあって、犬鳴川の水運を利用したと推定される。そこには、空間的・時間的接点があったが、平安末に他荘の年貢運上をした如き梶取の存在は見い出せない。

しかし、若宮荘では「すけなかのかま次郎」という梶取に附して年貢を運上した。この梶取は、明らかに若宮荘の梶取と異なり、自己の共同体を離れて若宮荘の年貢を運上したようである。同荘内の梶取は、「梶取貞末法師代藤平太郎」

「梶取貞末法師代藤三郎包遠代毗沙王太郎男」という記載や、遠三郎が徐々に梶取まで昇格したことなどを考えると、一族集団で構成されていた様にも思える。

運漕する年貢米が、従来よりも少量化細分化したため、便船によって年貢米を運上する傾向が出て来た。想像が許されるなら、梶取もこれに応じて他荘の年貢輸送に進出する機会をもち、一層專業化したと考えられる。何故ならば、年貢輸送の分化は、年貢米貢納量を少量化して他荘園の年貢米の同時積載を許し、分化それ自体は、年貢運送の機会を少なからず多くする可能性をもっているからである。年貢運上がこの様に变化したと想定することは出来ても、なお残念ながらその原因にまでは達し得ない。

これと相俟って、運賃の変動が予想される。ところで、第二章で計算した運賃は、正米に対する雑用の比率であった。平安末期における雑用は、そのまま運賃とみなせた。金生、若宮荘、粥田荘のいずれにも、鎌倉時代には年貢状の他に雑公事が課せられた。雑公事は年貢状の他に雑公事が課せられた。雑公事が課せられる様になった事情は扱置き、今、若宮荘を例にとりて検討する。正米に対する雑用の占める比率、雑用に付記された運賃「石別」、雑用に含まれた関米等を表3に示す。

平安末期の運賃は、ほぼ四十%から四十七%程度である。若宮荘の年貢運賃率(用米)は、表が示す様に、三十五%から四十三%である。平安時代から全んど変動がない。

しかし、この運賃の高率について検討すれば、七年十一月十五日の関米八斗に対し運賃に変化がないのは不明だが、他の高率になっている部分は、関米・雑公事等が運賃率に含まれないこと、即ち正米の中に入っていないことから生じてい

(表3)

文永7-8年	(%) 運賃率	(%) 関米率	関 米	石別(石)	雑 物
7年9月27日				0.35	
7.11.15	35.9	9.9	8斗		白米 2.1石
〃					正白米 1.904石
〃	37.2	1.0	1.53斗		銭2貫文他
〃	43.3				正白米 1石9斗6合
8.4.2	38.7	5.5		0.33	銭3貫文、糶1斗
〃	38.8	3.7		0.35	代米 4.8斗他
8.4.5			3升	0.355	
〃	40.5		1升	0.15	
〃			4升	0.3	
8.5.11				0.35	

る。表の中で八年四月二日の関米五・五%は雑公事により高運賃率となったのを、逆算によって関米率を求めた為、関米率が高くなった。恐らく雑公事によって高い運賃率となったであろう。雑公事だけでなく、更に他の原因により高率になったと考えられる所もある。石別一石五斗の低運賃であるのに、雑公事も無いのに、四十・五% (八年四月四日) という高い運賃率もある。

要するに、鎌倉時代の年貢運上送文は雑用という、年貢米の本来的な運賃の中に含む雑公事やその他の何かを、正米高として加算しない。これによって高運賃率を生ぜしめる一因となす。それに加えて関米も高くなる。運賃率を金生封に見た場合、二十九・九%から四十%と、若宮荘同様に平安末期から見ると5%の低下にすぎない。

鎌倉末期の粥田荘の年貢運賃率は五十・四%と五十四%で高い。同荘の年貢送状には、若宮荘の例から考え、差荷とか「死亡逃亡分米」が、正米と雑用の和から除かれていて、雑用の中には差荷などの運賃分が含まれていると推される。そ

のための高運賃であろうか。

次に、運賃率を左右した差荷として運上された雑公事について、述べる。各荘は、それぞれ内容を異にするが、各荘に共通な品目は、大豆、小豆、糶、薦、蕈、布、納豆などであった。雑公事の中でも重要な意義をもつのは銭貨の存在である。これを、参考のため表4とした。そして次の点を明らかにしておく。現物納入に代り、代銭納入が広範となる時期は、十三世紀七十年代以降ということからすれば、第一に、この時期としては銭価が大きいこと、第二に、雑公事が代銭納の対象となっており、第三に、年貢米は充分銭納が可能な量であったが、年貢米に代銭納は波及しなかったことなどである。

(表4) 銭 納 の 例

若 宮 荘	
文永7年5月6日	銭6貫645文
〃 7. 6. 25	(銭10貫文)
〃 8. 2. 12	銭3貫文
〃 8. 4. 2	銭3貫文
〃 8. 5. 7	銭 675文
金 生 封	
文永3年11月23日	銭4貫文
粥 田 荘	
正応3年2月20日	銭12貫文

(注) 文永7年5月6日この時は米で納めた。

代銭納の成立について、二、三の先学によって明らかにされつつある。しかし定説化するまでには至っていない。ここでは、代銭納成立を「地方の荘園より中央の領主に収納される年貢ははじめ、現物を以て送られたが、運送の不便、運賃の割高、途中の危険等は商品、貨幣経済の進展に伴い途中の市場で貨幣化する機会を多くした」という豊田武氏の説と、この運賃割高、輸送の障碍危険回避をその一つの契機としては認めつつも、「荘園領主層の上からの代銭納要求・強制にその主導的な要素なり条件をなす」と主張される佐々木銀弥氏の説を併記して、後述することにする。

最後に、鎌倉時代の年貢運漕の諸相について略述する。平安末期に九州荘園、とりわけ遠賀川地方の荘園から中央領主に年貢が受け取られるまでの行程は、五十日から百三十日もかかっていたが、正応二、三年の粥田荘の運漕は三十二日及び三十六日である。鎌倉時代には水運の発達に伴って、年貢の運上も短い日数で

行われるようになったことが窺われる。そして、この年貢運漕は鎌倉期以降様々な政治的経済的社会的障壁を伴って来た。

鎌倉以降経済的対象と化した関所により制約を受けた。若宮荘では、関米として通常は少額でも時として年貢運送賃の中で大きな比重を占めた。粥田荘では、度々幕府から過所を発給された。また、蒙古襲来のため、弘安四年に粥田荘は河内国新開荘と交換され、金生封米は門司関で止められたことがあった(建治三)社会的には、降って暦応四年碓井封の梶取乙玉丸が海賊にあって、損害を被ったことがあげられよう。

- (1) 同氏「中世日本商業史の研究」一〇三頁
- (2) 同氏「中世における代銭納制の成立と展開」(「中世の社会と経済」所収)三八八頁
- (3) 相田二郎氏「中世の関所」
- (4) 新城常三氏「鎌倉時代の交通」五頁、飯田久雄氏「門司関と門司八幡宮」(「地域社会と宗教の史的研究所収」)四二頁
- (5) 相田二郎氏「蒙古襲来の研究」二九七頁

### 第三節 室町期の年貢輸送

遠隔地荘園は一般に、南北朝を契機として、京都・奈良の中央荘園領主との関係が断たれると言われている。遠賀川地方では、中央荘園領主たる六條八幡宮と高野山金剛三昧院は、鎌倉時代に若宮荘、粥田荘をそれぞれ所領として以来、荘園の支配権を確実に自己の手中に収めて、その関係を存続させていた。

この若宮・粥田の二荘を中心にして、年貢輸送を考えてみよう。その前に、古代以来続いた観世音寺領について簡単に解れておこう。寺領の経過は、管見の限りでは、山鹿は早く平安末期、金生封は建治三年、碓井封は暦応四年以降不明となる。

鎌倉時代に見た年貢運上の史料から、三寺社領荘園の支配機構を推察しよう。それは、署判者を類別することによって窺えよう。

若宮荘の場合、文永年間の年貢運上送文では、六條八幡宮から遣はされたと思われる御使僧、及び荘内の預所もしくは代官が見える。預所代は在地有力者であろう。同じ文永年間の金生封の送文は、政所僧、封司僧、預所僧、これに加えて

弁済使僧の連署形式をとっていることから、荘園制的支配が確実に寺家側によって行なわれたことが察せられる。粥田荘も正応年間に例をとれば、署判者は公文、田所、惣政所であり、惣政所は代々、金剛三昧院の役僧であった。この様にいずれも類似した支配機構を通じて、荘園支配を継続していたと考えられる。室町期の中央権門寺社の遠隔地荘園支配を、若宮荘と粥田荘の対照によって考え、この時期の年貢輸送を考察しよう。

若宮荘では、応永三十一年十一月内藤盛貞が大内氏の代官として、六條八幡宮領から若宮荘の所務職を与えられ、年貢米の納入を四百石のうち二百石と二百貫にして請負っている。所務職を委ねられたことは、暗示的事実として、若宮荘の荘務権が、この頃まで六條八幡宮にあったことを示すものである。ここに至るまで若宮荘支配が継続したのは、醍醐寺を背景とした政治力や現地における在地武家勢力の問題もあるが、少くとも荘園内での支配が中央荘園領主側から派遣されていた荘官によって確実に行われたからであろう。

年貢請負となった若宮荘は十月十一日の内藤盛貞の書状によれば、永享七・八年の末進は千石に及んだ。そして永享十年には再び、盛貞は請文を提出して、錢二百貫と米二百石を請負うと約した。再度の請文は、それが守られなかったからであり、先の請文は当年の運送であったが、永享十年の請文は翌年に年貢運上という後退を見せた。永享十二年以降は、過所が着実に年貢輸送されたことを物語るが、文安六年から宝徳三年の三カ年は、年貢米も「但去年分」となり、長線三年五月をもって、過所も見えなくなる。恐らく、この時期が若宮荘の年貢輸送が崩壊消滅するとみて差し支えあるまい。一方、荘園の形体も失われつつあったろう。

粥田荘は建武政権樹立の前後に混乱がなかったわけではないが、武家方の押領が始まるのは、明徳三年の頃で粥田荘が、半済のために二分されたところである。

明徳三年、少貳氏の被官宗伊賀守の押領に始まり、永享五年「中国他国の軍勢群集」し年貢が難没したこともあった。しかし、嘉吉二年には大内氏の被官鷹頭弘忠が荘主を追い出して一円押領に及んだ。文安二年大内教弘が事を国乱にさせて、管領の成敗も承引せず、押妨を続けた。文明三年には少貳氏が所々を押領し、被官宗彦八郎は文明十年まで押領し続けて、荘内に乱入した。

粥田荘に対する押領が、これ程執拗に行われて、一般化しても、金剛三昧院の衆徒や粥田荘の荘主が、あくまで対抗して、或は幕府に、或は少貳氏へと働きかけて最後まで荘地を維持し、荘務権を確保しようとした。金剛三昧院と粥田荘の

荘主の努力も、ある程度成功して、明応七年頃まで金剛三昧院との関係が見られるから、その支配も及んでいたであろう。しかし、押領によって占拠された粥田荘は、分化し、金剛三昧院との関係が見えなくなる頃は急速に荘園としての資質を失うに至ったと思われる。

ともかく、粥田荘と若宮荘は、中央荘園領主が荘務権を維持するか、否かで対照的である。しかし、両荘とも九州という遠隔地であって、中央荘園領主の支配が室町時代後期まで存続したことは、遠賀川地方荘園の特質であると考えてよいと思う。これと関連して、一、二あげれば桶橋荘は醍醐寺領として応仁二年まで所領目録にあり、麻生荘と同時に野面、感田、山鹿の各荘を当知行していた麻生氏は文永二年から降って文安四年に過所をもって、中央の領主小野宮家に知行分の米五百石のうち二百石を運上したことが知られる。

若宮荘と粥田荘について述べたので室町時代の年貢輸送について述べよう。遠賀川地方における荘園の年貢輸送の直接的な史料は二通である。暦応四年五月の碓井封梶取乙玉丸の起請文と降って文明十三年三月の粥田荘年貢送進状の二通である。碓井封梶取乙玉丸は淀間丸に年貢米を売却したことから、東大寺への年貢運上は淀津へ運ばれていたと解せようか。一方粥田荘は金剛三昧院に運上するため、堺津に運んだと思われる。

この二通の年貢物の内容が両者とも米であったのは、重要な意味をもつ。暦応四年に碓井封の梶取乙玉丸が年貢米を処分して、淀の間丸を証人にしたのは、突発的な事件によって年貢米が大きな損害を受けたことであつた。しかし、そこには米を銭貨に交換したという事実が内包されており、特に、遠賀川地方の荘園の梶取が米を売却したことは、評価を考えられるべき一面を持っていると思う。それに就いては後述することにして、再び強調すると、当時碓井封の年貢が本来的に米であつたことである。それは粥田荘でも言える。文明十三年の年貢輸送は、僅かに三石ばかりの米を換貨せず現物で送っている。文明十五年二月の金剛三昧院納所幸家算用状にも、年貢に米を送っているし、また雑公事の銭納も甌える。しかるに文安二年十月の粥田荘年貢米下行分書上の粥田年貢三百貫文とあるのは、代銭納よりも中央で年貢米が売り払われたと解釈したい。若宮荘には応永三十一年段階で銭二百貫文となつても、猶、年貢の中に米二百石が含まれていたことを付記しておく。

以上、室町期の年貢輸送を述べたが、管見での史料がなく、年貢輸送に終始して、水運の具体相を明らかにするまでに至らなかつた。

(注) 前の第三章で使った史料ばかりなので、この章では省略した。金剛三昧院納所幸家算用状は高野山文書五の二一三号。

## おわりに

不十分ながら、荘園制下の水運の主流をなした年貢輸送の歴史的变化と特質を述べて結論とする。荘園制下の交通は、大きく類別すれば荘園年貢の輸送とそれに付随した荘官などの往来がある。荘官等の荘園関係者の往復は、観世首寺封荘算勘状(東大寺文書)に「寺家下帰京粮料」「別当使範与小綱勝源帰京粮料」

「御使帰京粮料」、文永年間若宮荘の年貢運上送文の署名者「御使僧定成」、建治三年十一月金生封の史料に「国にハ付候、て、みちのほといつの事候はて下向仕候め」(太宰府史料 中・八・補三〇頁)、粥田荘では荘官が方々に出向いた時の費用が算用状(高野山文書 五・二二二頁)などに見える。この様に荘園関係者の往来の史料は散見される。しかし、往還の実態を明確にするまでには至らない。

次に、年貢輸送の歴史的展開を要約する。平安末期、観世首寺領に代表される荘園の年貢運上は、百石程の年貢米を梶取が責任者となって大体七十日位の日数を費やして、各封・荘から本寺東大寺へと送られた。この年貢運漕には、水手及び兵士・綱丁が加わっていた。遠賀川を川體で下った年貢米は芦屋から江川を通り洞海湾へ抜け、瀬戸内海を経由して、淀川を遡流し淀津に到着し、そこで寺家に渡された。

鎌倉期以降、年貢米は細分されて何度も送られることが多くなった。それで自然、船便の都合がよい時に他の積載物と一緒にして運漕される様になり、これによって、梶取の專業化が一層進んだと推定される。年貢物も、年貢米の他に種々の雑公事が加えられ遠賀川地方から米以外の農産物も送られるようになる。平安末期の船賃は船荷(正米)の五十%近くも占めたが、鎌倉期は、本質的には三十五%程度であつた。しかるに、関米やその他の平安來に見られない船賃が付加されたから、水運の発達にも拘らず、運賃は低下しなかつた。水運の発達は中央荘園領主に送られるに要する日数を減少させた。正応年間の粥田荘の場合は泉州堺津まで一ヶ月余で着くようになった。しかし、一方では海賊の襲撃や蒙古襲來により、又は関所の設置の為、碓井封、粥田荘と金生封、更に若宮荘がそれぞれの

障害を被り年貢運上が妨げられた。このように展開した荘園の年貢輸送も、室町後期には銭納化が進み、商品流通が進展して年貢輸送を凌ぐに至り、更には荘園の崩壊と共に消滅してしまった。

遠賀川地方の荘園年貢の輸送における特質を述べる。中央領主の荘園では、年貢物の中で重要な位置を占めた年貢米が完全に代銭納制へ移行しなかったことである。年貢米が代銭納となる傾向は全く見られなくはないが、時期も降る。応永三十一年の内藤智得の請文にある年貢銭二百貫文、文明十一年一月の粥田荘々務頼順注進状案(高野山之書)に「御室ヨリハ毎々本家役米六十貫文ト被申候、高野ヨリハ八講米廿貫文ト承候」とあるのはその例である。応永以降徐々に進行しつつはあった。それが領主側の要求であるように推測される。代銭納の問題は十三世紀後半に起って来る。遠賀川地方でも文永年間に雑公事の中に一部代

銭納制があったことは既に述べた。ここで、年貢米の代銭納制成立の条件について考えると、第一に、文永年間の銭納は充分に年貢米を銭納化させる可能性を有する銭価であったこと、第二に、銭貨がどこで得られたかが問題だが、筑前地方における宋銭の流通は早く行き渡っていたことは、豊田氏の指摘される所である(中世日本商業史)第一章一〇二頁)。大陸に近かったことはその要素をもっているが、遠賀川地方の芦屋や若宮地方で発掘銭の一、二、の例を見るのもそれを裏付けるであろう。第三に、運漕の上で遠隔荘園の地方では、年貢を銭貨で納める方が、より有利であったはずである。以上によって、十三世紀後半からすでに代銭納制への機が熟していたことが窺えよう。

一般に現物納から代銭納制への移行は、佐々木銀弥氏によれば「十三・四世紀の段階では荘園領主層の中央都市市場における年貢米の大量販売⇨銭貨獲得は市場構造自体の性格からして一定の限度があり、必然的に年貢、米販売⇨必要銭貨獲得は港湾市場や地方の荘園市場等に依存しなければならぬ条件におかれており、そこに代銭納成立の必然性を見い出すことが出来ると思う」(荘園における

代銭納制の成立と展開)と言われる。氏の論を注目しつつ、地方荘園を一般的に「中世の社会と経済」と言われる。氏の論を注目しつつ、地方荘園を一般的にまた見れば現地では鎌倉以後、農工生産力の発展、手工業の分化も進み、剰剰生産物の量も多くなった。そして、これを売買し得たのは、荘官、名主層であ

り、それらの人々を中心に交換経済が広まってくる。しかし、「関東から東北・九州などの辺境地帯は農業の生産力が低く、農民の手許に剰剰生産物も残らず、自然市場に投下される商品の量は極めて少かった。このため地方では領主を中心とする自給自足的な経済が営まれ、外部からは、特定の地方にしか産せぬ物資のみが商人の手によって輸入されるばかりであった。領生の屋形附近には市も立てられた。この市の発達に大きな影響を与えたのは、貨幣の流通である。市場取引は、商品の生産と流通とが漸次頻繁となるや、准布・准米等の現物貨幣が用いられた。殊に貢納物の貨幣化は、庄官・百姓の市場依存率を一層高めた。地方の荘園より中央の領主に収納される年貢は、はじめ現物を以て送られたが、途中の市場で貨幣化する機会を多くした(豊田武氏中世日本商業史)」。この様な一般

的推移を考慮して、遠賀地方を考察すると、荘園内の貨幣流通は、辺境の地において文永年間の銭納から推した如く特異性をもつ。しかも、粥田荘では前章に述べた如く特異性をもつ。しかも、粥田荘では前章に述べた如く市の成立も手工業の分化も鎌倉末期に見ることが出来る。ここでは当然、市場取引による商品流通が進み、米が商品化されるようになると推測する。年貢米が代銭納へ転換されなかつたことを、佐々木氏の先の見解の中でも、領主側からの欲求という視点から考えてみる。遠賀川地方の場合には、年貢米が基調として変化せず、雑公事によって代銭納制を完結させていたのではないかと推測する。この仮定によると、運賃の割高も、中央市場の狭小さから生ずる銭貨の欲求も、考えられない。遠賀川地方の荘園から年貢米を収取することを、中央の領主は要求したと思われる。室町時代に降って、これを考える。

室町期における一般の傾向は、「残存する荘園年貢も、かつてのような現物收取ではなく、代銭納方式によるものが多くなっている。現物の換貨がどこで行なわれるかについては考えるべき余地があるが、主として荘園の現地であることは事実だから、要するに、現物で農民から収奪した米を荘官⇨在地領主が商人に売却して換貨するのである。またそれとともに、在地領主自身の取得米も一部の自家消費部分をのぞいて米穀商人の手に売り渡されるであろう。このような荘園領主年貢米、在地領主取得米の換貨の場合は、荘園内に立てられる市場として発達を上げてきている。荘園市場で商人の手に引きわたされた大量の米の主要部分はやはり中央地帯に送りこまれていた。当時、年貢米をしばしば代銭で収納するようになった荘園領主たちが、必要な米の一部を京都で購入している事実もある。それとともに、新しい巨大な米穀需要者となったのは室町幕府に結集した武士層であ

った。」(永原慶二氏中世経済史総論(四四頁)「日本経済史大系」2)

以上の様な室町期における経済のあり方に対し、遠賀川の荘園はどんな変化を見せようか。要するに、室町前期でも鎌倉と同様である。室町後期は、この経済的展開にやや則応しているものの、米の商品化の動きは少ないようである。商品化は代銭納の別の表現であり、遠賀川地方の荘園にはその史料として代銭納を伝えるのは、明応四年の善法寺領年貢進納注文(拙稿田川地方庄園(史料成「郷土田川」)である。文安二年十月の粥田庄年貢米下行分書上(高野山文書(五の一九七号)は、粥田年貢三百貫文の銭貨獲得がどこで行われたか検討する必要があると思われるので、これを記すに止める。米の換貨を完全に行ったのは、明応三年が、管見では唯一の例である。

米の商品化の条件を逐一追って見よう。米の商品輸送の媒体となったのは商人である。しかるに、商人が活発に往来していたことも、在地有力商人の発生も見られない。これは、中央の商品流通が遠隔地に及ばず、地方も触発されなかったと考える。荘園内では貨幣の流通も、市の成立もみられたが、商品流通を広範に生ぜしめなかった。殊に、都市商品経済に重要な役割を果たした問丸は、九州では遅い。九州では最も発展していた博多津では櫛田神社文書により天正十五年六月に問丸の存在を知る。この初見史料が問丸の発生よりおくれるとしても、ともあれその発生は室町末期の域を出ないと推察される(博多津の問丸は徳劔一氏「中豊田武氏前掲書に初見」)。だから、九州地方の中から荘園により放出された米の商品化の要素を見つけることは出来ない。

暦応四年の碓井封梶取乙玉丸起請文は、淀の問丸孫太郎に年貢米を売却したことを伝えている。これは年貢米が、中央で販売されたことを示すものであり、九州の遠隔地、少くとも遠賀川地方からは恒常的に年貢米として送られたであろうと考える。もしそうであれば、年貢米は遠隔地取引の商人に売り渡されなかったことを前提とする。貨幣商品経済の発達した中央の隣接地帯から、西は瀬戸内海地方までに米の商品化現象を生じたと思われる。佐々木氏の作成された十六世紀の国別代銭納荘園分布(同氏前掲書(四四七頁))はこれとほぼ一致する。

室町時代に至っても年貢米はまだ年貢輸送の形態をとり、米の商品輸送も充分

には発達しなかったと考える。結局、荘園の崩壊まで年貢輸送は存続したと言っ  
てよいと思う。

#### あとがき

以上、不十分ながら遠賀川流域荘園のうち史料を豊富に残すものについて大概を見てきたが、この他に分布図(「その一」に記載)に見られるごとくまだ多くの荘園が存在した。これらについては史料が少いか又は年貢運上についての史料を欠くか、さまざまの悪条件が重なっているために充分まとめるには至っていない。稿を改めて述べるつもりである。また本論者を書くに当って、田中雅章氏(福岡県直方市在住、九州大学国史学科卒)に实地調査の同行や蒐集した三百枚に及ぶ史料カードを提供して頂いた。この史料を参考資料集として掲載する予定であったが紙幅の都合上割愛した。他日荘園史料集として役立てる様にしたいと考えている。記して謝意を表したい。

(昭和五十一年十月八日受理)